東京都中小企業者等の皆さまへ 月次支援給付金

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、 売上額が減少した都内事業者の事業の継続・立て直し

申請 受付中

に向け、売上の減少率に応じて東京都が月ごとに給付金を支給します。

支給額の内容

例えば、令和元年5月の売上と比較して令和3年5月の売上が、 50%以上減少した中小企業等の場合、

国の月次支援金20万円/月の支給に加え、東京都から5万円/月を上限に支給し、合計で最大25万円/月を支給。

国の月次支援金の対象とならない、売上が30%以上50%未満に減少した中小企業等の場合、独自に最大10万円/月を支給。

酒類販売事業者は、支給額を拡充。

また7・8月分は、要件や支給額を更に拡充。詳しくは裏面を参照。

申請方法

オンライン申請

ポータルサイトにアクセス (URL) https://tokyogetsuji.metro. tokyo.lg.ip



郵送申請

(宛先)

〒111-8691 浅草郵便局 私書箱121号 東京都中小企業者等月次支援給付金 申請受付 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で ご郵送ください。(消印有効)

申請期間

4・5・6月分 令和3年7月1日(木)~令和3年10月31日(日)

支給上限額のイメージ 4 • 5 • 6月分 70%以上売上減少 国月次支援金に加算 中小企業等に対する支給上限額 (括弧内の金額は個人事業者等) 50%以上売上減少 酒類販売 事業者 40万円 / 月 酒類販売 (20万円 / 月) 事業者 20万円 その他事業者 (10万円 / 月) 5万円 / 月(2.5万円 / 月) 国月次支援金の対象外を支給 国の月次支援金 20万円 / 月 酒類販売事業者 その他事業者 (10万円 / 月) 10万円 / 月 10万円 / 月 (5万円 / 月) (5万円 / 月) 30%以上50%未満の売上減少 50%以上の売上減少 7 • 8月分 90%以上売上減少 中小企業等に対する支給上限額 国月次支援金に加算 (括弧内の金額は個人事業者等) 70%以上 売上減少 酒類販売 50%以上 事業者 売上減少 60万円 / 月 酒類販売 (30万円 / 月) 事業者 40万円 / 月 酒類販売 (20万円 / 月) 事業者 その他事業者 20万円 10万円 / 月 国月次支援金の対象外を支給 (10万円/月) (5万円 / 月) 酒類販売 国の月次支援金 事業者 その他 20万円 / 月 20万円 / 月 事業者 (10万円/月) 酒類販売事業者 全事業者 10万円 / 月) 15万円 / 月 10万円 10万円 (7.5万円/月) (5万円 / 月) (5万円 / 月) 2ヶ月連続で 2ヶ月連続で 30~50%未満 50%以上の売上減少 15%以上の 30%以上の売上減少 の売上減少 売上減少 支給対象者の確認 都内に本店・本社のある中小企業等又は都内に住所のある個人事業者等か YES 緊急事態措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けているか **YES**

休業要請等に伴う協力金や支援金等を受給していないか

YES

令和元年又は令和2年と比較した令和3年の対象月における 月間売上減少率に応じて、支給上限金額等が決まります

詳細は、「東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター」まで (電話)03-6740-5984(受付時間)9時~19時(土日祝日含む)